

保険証の正しい使い方



保険証が使用できるのは退職日までです

保険証は、健康保険の加入資格を喪失した日（退職の翌日、扶養から外れた日）から使用できなくなります。

事業所では、退職した被保険者及びその被扶養者すべての方の保険証を速やかに回収し日本年金機構へ返却してください。

※健康保険の加入資格を喪失した保険証で医療機関等を受診された場合は、協会けんぽ負担分の医療費（総医療費の7～8割）を返還していただくことになります。同様に、健診を受けられた場合も、協会けんぽが補助を行った健診費用を返還していただくこととなります。



仕事や通勤中にケガをした場合、保険証は使用できません

健康保険は、仕事以外の事由による病気やケガに対して健康保険給付を行います。そのため、仕事や通勤中に被ったケガ、または仕事が原因で病気になった場合は、原則労災保険給付の対象となり、健康保険給付は対象外となります。このような場合に、医療機関を受診する際はケガや病気の原因を必ず医療機関にお伝えください。

労災に関するよくあるお問い合わせ



Q 労災の認定はどこが行うの？

- A 労災の認定は、事業主や個人が判断できるものではなく「事業所所在地管轄の労働基準監督署」が行います。病気やケガの程度によらず、その原因が仕事もしくは通勤途中であれば、労災保険の適用対象となります。

Q 労災保険と健康保険どちらを使うか選択できるの？

- A 労災保険と健康保険は任意に選択できるものではなく、該当する場合は必ず労災保険が適用されます。また、労災保険の手続きが大変との理由で健康保険を使用することはできません。

お問い合わせ先 ☎055-220-7753(レセプトグループ)



令和5年度 年金委員・健康保険委員表彰状伝達式 を行いました

令和5年11月16日に、長年、年金委員・健康保険委員としてご尽力いただいた方々への表彰を行いました。

「厚生労働大臣表彰」として1名、「日本年金機構理事長表彰」として3名、「日本年金機構事業推進部門担当理事表彰」として1名、「全国健康保険協会山梨支部長表彰」として8名の方々が受賞されました。

受賞された年金委員・健康保険委員の皆様、誠にありがとうございます。



健康保険委員を募集しています

社会保険の事務担当者で、広報・各種事業の推進など健康保険事業の運営にご協力いただける方を「健康保険委員」として募集しています。

山梨県内では、すでに**2,200名以上**の方がご登録されています。この機会に、ぜひご登録をお願いします。

健康保険委員に登録いただくと！



特典① 『協会けんぽGUIDE BOOK』

協会けんぽの事業概要や申請書の書き方を解説した冊子を贈呈しています。



特典② 『健康保険委員だより』

健康保険に関する最新情報などを掲載した『健康保険委員だより』をお送りしています。



その他にも研修会へのご招待など特典をご用意しております。
登録のお手続き等詳細はHPをご覧ください。



関するお問い合わせ先 ☎055-220-7751 (企画総務グループ)